



首相官邸

食品の安全性確保に関する政府の措置

2011年8月29日

内容

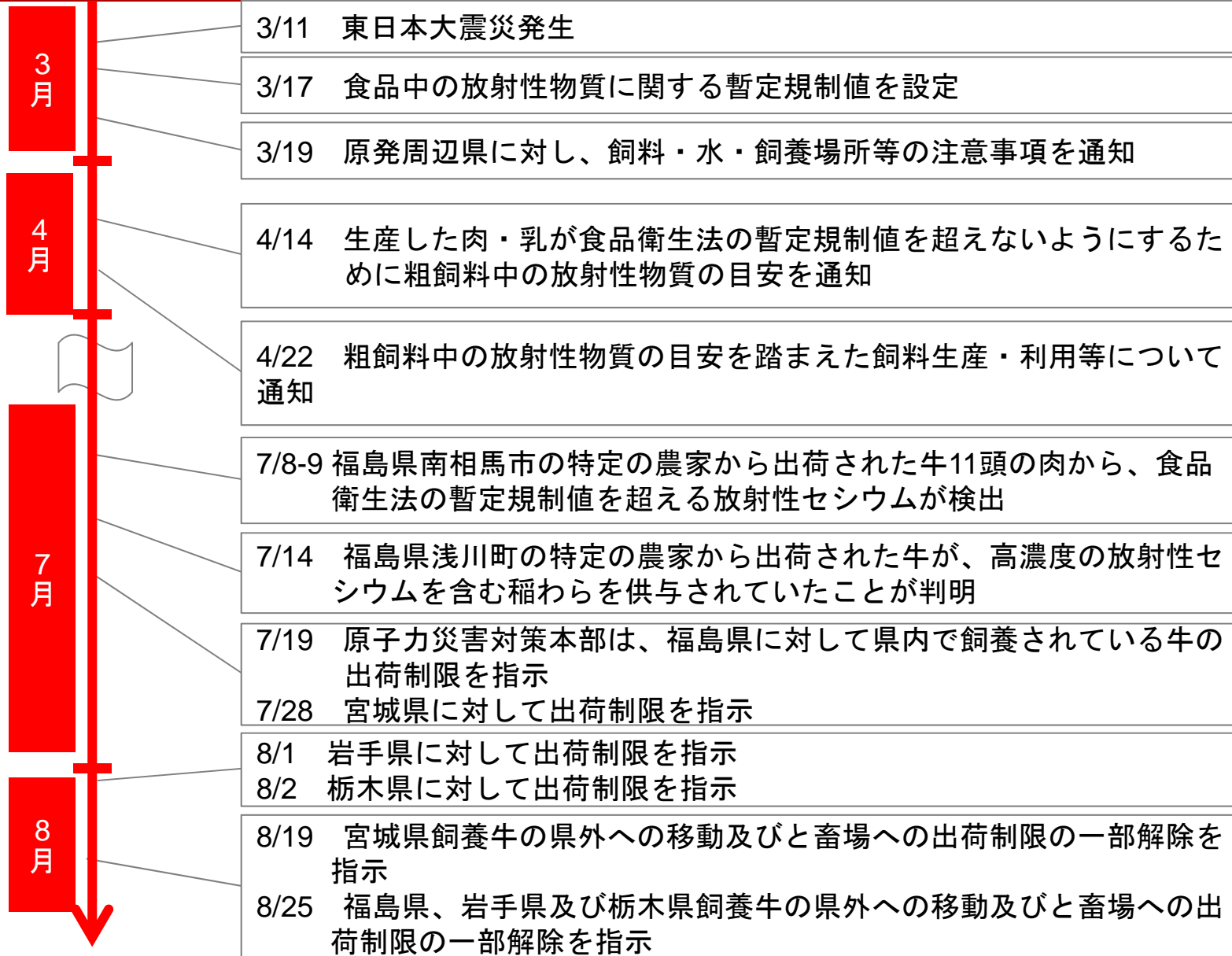
I. 牛肉からの暫定規制値を超える放射性セシウムの検出

1. 概要と経緯
2. 牛肉の安全性
 - (1) 暫定規制値を超える食品
 - (2) 放射性物質が牛肉に含まれる量を左右する要因例
3. 出荷制限と流通調査
 - (1) 出荷制限解除の考え方
 - (2) 検査計画・出荷計画策定の基本的対応方針
 - (3) 流通調査・個体識別番号の公表
 - (4) 牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法
 - (5) 福島県、宮城県、岩手県、栃木県飼養牛の県外移動・と畜場への出荷制限の一部解除
4. 国産牛肉信頼回復等に向けた取り組み
 - (1) 国産牛肉信頼回復対策
 - (2) 肥育経営の支援対策
 - (3) 稲わら等の緊急供給支援
5. その他の畜産物（豚肉・鶏肉・乳製品）

II. 米の放射性物質調査の仕組み

I. 牛肉からの暫定規制値を超える放射性セシウムの検出

1. 概要と経緯



【飼養管理の徹底の指導】
原発周辺県に対して、飼料・水・飼養場所等の飼養管理上の注意事項に関する指導の徹底を図るとともに、畜産農家等に対して、濃厚飼料の保管についても適切に行うよう指導

本件は、収穫後も水田に置かれていた稲わらが、原発事故による放射性物質の降下によって汚染され、それが牛に給与された結果、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたもの

2. 牛肉の安全性

(1) 暫定規制値を超える食品

牛肉の安全性に関わる主な指標

食品衛生法の暫定規制値

- **定義**：国際放射線防護委員会（ICRP）が84年に発表した公衆の放射線防護のために対策を取るべきレベルとして提案。これを受け原子力安全委員会は、例えば、放射性セシウムでは①飲料水、②牛乳・乳製品、③野菜類、④穀類及び⑤肉・卵・魚・その他の5つの食品群にわけて算定した指標を提示し、厚生労働省が暫定規制値を定めている。
- **指標値**：500Bq/kg（放射性セシウム）
※諸外国での同旨の値は1,000Bq/kg（星・香港）、1,200Bq/kg（米）、370Bq/kg（韓・台湾）

※消費者庁「食品と放射能Q&A」参照

ICRPによる国際基準

- **定義**：ICRPが公衆の放射線防護のために対策をとるべきレベルとして対策が常に必要とされる上限線量を規定（50mSv/年）
- **基準値**：50mSv/年、これより低いレベルでは対策が正当化されない下限線量レベルを5mSv/年（個々の臓器は50mSv/年）と規定

500Bqの放射性セシウムが検出された牛肉を1Kg食べた場合（参考）

500Bq（食品衛生法の暫定規制値）の放射性セシウム（134と137がそれぞれ250Bq/kgと仮定）が検出された牛肉を1Kg食べた場合の人体への影響は0.008mSv

$$0.008 \text{ mSv} = 250 \times 1.3 \times 10^{-5} + 250 \times 1.9 \times 10^{-5}$$

※食品安全委員会HP参照

（参考）

- 0.008mSvの人体への影響は、今回の原子力発電所事故による影響を除いた、自然放射性物質（放射性カリウムなど）の摂取による年間実効線量（日本平均0.4mSv程度）の約50分の1（東京からニューヨークに航空機で片道移動した場合の放射線の人体への影響（約0.1mSv）の約13分の1）
- （なお、暫定規制値を超える4,350Bqの放射性セシウム（134と137が等量と仮定）が検出された牛肉を1Kg食べた場合の人体への影響は、 $2,175 \times 1.3 \times 10^{-5} + 2,175 \times 1.9 \times 10^{-5} = 0.07 \text{ mSv}$ ）

暫定規制値を超える食品を一時的に食しても健康への影響は心配ない

(2) 放射性物質が牛肉に含まれる量を左右する要因例

要因例

- 飼料（放射性物質濃度、給与量、給与期間）
- 水
- 飼養場所（屋外か屋内か） 等

生物学的半減期

- 放射性物質を取り込んでも、清浄な飼料に切り替えれば、牛の体内の放射性物質は徐々に排出されていき、濃度も減少（放射性セシウムの場合は約60日）

3. 出荷制限と流通調査

(1) 出荷制限解除の考え方

基本的考え方

各県から、適切な飼養管理の徹底や、以下による牛肉の安全管理体制の確立を前提に、出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。

※出荷制限：各県で飼養されている牛について、県外への移動（12か月齢未満の牛を除く）及びと畜場への出荷を制限

福島県

- 計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特に指示する区域等について、全頭検査を行い、暫定規制値を下回った牛肉については、販売を認める。
- 上記以外の福島県の区域においては、全戸調査（農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上を検査）し、暫定規制値を十分下回った農家について、出荷を認める。なお、その後も定期的な検査の対象とする。

宮城県 岩手県 栃木県

- 特に指示する区域については全頭検査し、暫定規制値を下回った牛肉については販売を認める。
- 上記以外については、全戸検査（農家ごとに初回に出荷する牛のうち1頭以上を検査）し、暫定規制値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

出荷制限に伴い、畜産農家には適切な賠償が行われるよう万全を期していく

(2) 検査計画・出荷計画策定の基本的対応方針

趣旨 範囲

- 取りまとめの趣旨：牛肉の暫定規制値を超過する事例が確認されている牛の生産県において、食用に出荷される牛の肉について全頭検査及び全戸検査が検討されている。
- 食品の安全確保には、生産から消費までの食品供給行程の各段階で適切な措置をとる必要があり、適切な飼養管理（非汚染飼料の供与等）が確認される場合には、全頭検査体制は見直すことが可能
- 範囲：原災法に基づく出荷制限の指示を受けた県（出荷制限の解除申請の際に知事から提出される管理計画の一部）及び自主的に実施する県

検査体制の整備

- 県はゲルマニウム半導体検出器の整備状況、牛肉以外のモニタリング検査の計画を勘案して、検査体制を確保
- 簡易測定機器を使用する場合、要件に適合する簡易測定機器を使用し、実際の設置場所において正確な測定が可能である旨の検証データをとる。
- 機器の確保については、国は各県の確保状況を踏まえて支援を行う。

計画出荷体制の確立

- (1) 県は出荷先のと畜場に対応する放射性物質の検査体制に応じた農家からの出荷管理、と畜場の搬入管理を行う。
- (2) 県外に出荷する牛の検査について、予め受け入れ側の自治体及び関係者と協力の内容について十分協議する。
- (3) 県は(1)及び(2)の実施に当たっては、事前に関係者と調整し、検査能力に応じた出荷計画を策定
- (4) 出荷計画が出来る限り抑制的なものとならないよう、県及び受け入れ側の自治体は、その検査能力を高めるための措置を行うこととし、国はこれに最大限支援・協力する。

(3) 牛肉中の放射性セシウムスクリーニング法

趣旨

「緊急時における食品放射能測定マニュアル(※)」では、ゲルマニウム半導体を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析手法が規定されている。

※原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、同マニュアルに準じて、モニタリングを行う。

核種分析法

多数の試料を効率よく検査する性能は限られている。

- 機器の数が限られている。
- 必要とする試料量が比較的多い。

スクリーニング法

目的・趣旨

放射性セシウム濃度が暫定基準値よりも確実に低い牛肉検体を判別する目的

- 分析機器は特に規定しない。
- スクリーニングの結果、放射性セシウムが暫定基準値よりも確実に低いといえない検体は、緊急時マニュアルに規定されたゲルマニウム半導体を用いたガンマ線スペクトロメトリーにより検査結果を確定する。

対象

分析対象：放射性セシウム
対象食品：牛の筋肉

分析方法

バックグラウンド値：下記の測定下限値を担保できる値であること。バックグラウンド値は試料と同じ容器に同量の水をいれたものとする。ただし、遮蔽が十分な場合はblank状態の測定値をバックグラウンドとしてもよい。

測定下限値：50Bq/kg以下であること

真度(校正)：適切な標準線源を用いて構成されていること

スクリーニングレベル：規制値の1/2以上。スクリーニングレベルにおける測定値の99%区間上限が規制値レベルで得られる測定値以下であること

(4) 流通調査・個体識別番号の公表

個体識別のための情報管理制度

耳標装着

- 国内で生まれたすべての牛と輸入牛に、10ケタの個体識別番号が印字された耳標を装着

牛のデータベース化

- 個体識別番号によって、その牛の性別や種別（黒毛和種等）に加え、出生から、肥育を経てと畜されるまでの飼養地などをデータベースに記録

番号の表示と記録

- 牛がと殺され牛肉となってからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引にかかわる販売業者などにより、個体識別番号が表示され、仕入れ先の相手先などが帳簿に記録・保存

追跡・遡及可能

- 出生から消費者に供給されるまでの間の追跡・遡及、すなわち生産流通履歴情報の把握（トレーサビリティ）が可能 ⇒ 購入した牛肉に表示されている個体識別番号により、インターネットを通じて牛の生産履歴の調査が可能に

対応

- 厚生労働省では暫定許容値を超える放射性物質が含まれた稲わらを給与された可能性のある牛の肉の流通調査及び検査用検体の確保を関係自治体に要請
- 個体識別番号を公表するとともに、検査体制の整備に取り組んでいる。
- 自治体における検査の結果、暫定規制値を超える放射性物質が牛肉で検出された場合、直ちに当該牛の肉を回収等するよう措置している。

(5) 福島県、宮城県、岩手県、栃木県飼養牛の県外移動・と畜場への出荷制限の一部解除

宮城県、福島県、岩手県及び栃木県で飼養されている牛の県外への移動及びと畜場への出荷の制限を一部解除することとし、各知事に指示（宮城県（8/19）、福島県、岩手県及び栃木県（8/25））

安全管理体制（牛の飼養管理や全頭検査等）が確立され、出荷管理の体制が確保されたことを受けた措置：

- ❑ 適切な飼養管理の徹底については、各県が責任をもって管理し、汚染稲わらの使用停止と、隔離を徹底
- ❑ 汚染稲わらを与えた牛の飼養農家や汚染稲わらについての立ち入り調査が実施されていない農家等について全頭検査を実施
- ❑ 全頭検査対象農家以外の農家については、初回に出荷する牛の1頭以上を検査し、検査結果が50Bq/kg以下となる場合に出荷を認める

- 今後出荷される牛は、安全管理体制を確立したことに基づき、安全性が担保されている
- 既に出荷済の肉は、トレーサビリティに基づいて汚染されている可能性のある牛について、最大限の追跡を行い、回収できるものについては回収を進めているところ

(5) 福島県、宮城県、岩手県、栃木県飼養牛の県外移動・と畜場への出荷制限の一部解除（出荷・検査方針）

	岩手県・栃木県・宮城県	福島県
全頭検査対象 農家	<ul style="list-style-type: none"> ① 適切な飼養管理が確認されなかった牛の飼養農家 ② 検査結果が暫定規制値（500Bq/kg）を超過した牛の飼養農家 ③ 放射性セシウムにより汚染された稲わら（汚染稲わら）についての立ち入り調査が行われていない牛の飼養農家 	<ul style="list-style-type: none"> ① 牛の飼養農家であって、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在するもの ② 牛の飼養農家であって、福島県が実施した飼養状況確認検査等により適切な飼養管理が確認されなかったもの ③ その他放射性セシウムについての検査結果が暫定規制値を上回った牛の飼養農家
<p>1. 下記2.の場合を除き、各県出荷先（仙台市中央卸売市場食肉市場や福島県食肉流通センター等）にて全頭検査 2. 他の自治体が全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ各県が全頭検査を行う場合は、それぞれの県外のと畜場に出荷可</p>		
全戸検査対象 農家	<p style="text-align: center;">全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 全戸検査対象農家の飼養する牛は、各県の出荷先に出荷し、農家別検査（※）を行う 2. 全戸検査済み農家の飼養する牛は、と畜場に出荷可。次の①及び②については全頭検査を行う <ul style="list-style-type: none"> ① 汚染稲わらを食べた牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの ② 福島第一原発の20km圏内から事故後に移動してきたもの 3. 各県は、農家別検査と併せ、各県産牛肉への信頼を回復させるため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるよう努力 <p>※農家別に各県が指定する1頭以上につき行う放射性物質についての検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 全戸検査対象農家の飼養する牛は、福島県食肉流通センターに出荷し、農家別検査（※）を行う 2. 全戸検査済み農家の飼養する牛は、と畜場に出荷可。次に掲げる牛については全頭検査を行う <ul style="list-style-type: none"> ① 汚染稲わらを食べた牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの ② 福島第一原発の20km圏内から事故後に移動してきたもの ③ 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からこれら区域外へ移動した牛であって、適切な飼養管理が確認されなかったもの

(5) 福島県、宮城県、岩手県、栃木県飼養牛の県外移動・と畜場への出荷制限の一部解除（他の都道府県所在と畜場への出荷と飼養農家への指導）

岩手県・栃木県・宮城県

福島県

他の都道府県 に所在すると 畜場への出荷

- 各県は、県外のと畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知
- この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨県に通報するよう地方自治体に要請
- 全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、地方自治体に協力を要請
- 各県は、要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

牛の飼養農家 への指導

- **指導体制の強化**
 - ：各県は、関係機関等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、適切な飼養管理が継続されるよう指導
- **出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有**
 - ：協議会等を設置し、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導。国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。
- **情報の提供**
 - ：各県は、関係機関等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知

- **指導体制の強化**
 - ：福島県は、関係機関等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、適切な飼養管理が継続されるよう指導。特に計画的避難区域及び緊急時避難準備区域においては、重点的に指導
- **出荷・検査体制の周知徹底**
 - ：福島県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導。
- **情報の共有**
 - ：福島県は、関係機関等で連絡会議を設置し、情報の共有化と畜産農家への周知及び指導の徹底を図る。また、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知

(5) 福島県、宮城県、岩手県、栃木県飼養牛の県外移動・と畜場への出荷制限の一部解除（出荷計画と各県出荷先における管理等）

出荷計画

- 各県は、牛の飼養農家ごとに台帳を作成し、変更の都度随時更新
 - ①全頭検査対象農家、全戸検査対象農家又は全戸検査済み農家の別
 - ②(i)汚染稲わらを食べた牛であって、全戸検査済み農家に移動してきたもの、(ii)福島第一原発の20km圏内から事故後に移動してきたものに掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号
- 放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。
- 出荷計画案は生産者団体等が作成し、各県及び関係団体等で構成される評議会等において調整し確定する。
- 各県出荷先のと畜能力、各県が放射性物質についての調査を依頼している検査機関の検査能力、県外のと畜場に出荷される牛についての受け入れ状況を勘案し、実施可能な計画を定める。

受入れ確認

- 各県出荷先は、受入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告

枝肉・内臓等の保管・管理

- 放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）
- 検査の試料採取は、管理された体制の下、実施
- 検査に供した牛の枝肉・内臓等は、結果が判明するまで各県が指定する場所で保管・管理
- 暫定規制値の超過が判明した場合、各県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。

検査結果通知書の発行

- 「牛肉の放射性物質検査結果通知書」の発行：暫定規制値以下であった牛の肉に発行
- 全戸検査済み農家（※）であることの通知
 - ：各県が有効期限を付して通知。その際、①汚染稲わらを食べた牛であって、全戸検査済み農家に移動してきたもの、②福島第一原発の20km圏内から事故後に移動してきたものを飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、これらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付のうえ、出荷

※全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないもの

各県出荷先における管理等

(5) 福島県、宮城県、岩手県、栃木県飼養牛の県外移動・と畜場への出荷制限の一部解除（適切な飼養管理体制を徹底するための措置）

岩手県・栃木県・宮城県

福島県

適切な飼養管理体制を徹底するための措置

- 汚染稲わらの処分等：①～④の措置について、宮城県がその実施について責任をもって管理
 - ① 処分に当たって、適切な処理方法を判断するため、放射性物質についての検査を実施しつつ、保管場所や処分の方法について、関係市町村等と連携・協議を行う。
 - ② 暫定許容値を超える汚染稲わらについて、「汚染稲わら適正管理確認票」（農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載）を作成し、処分までの間、定期的に適切な保管がなされていることを確認
 - ③ 畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、ブルーシート等での被覆、封印等を実施
 - ④ 汚染稲わらを可能な限り速やかに処分し、処分されたことを確認のうえ、汚染稲わら適正管理確認票に記載
- 飼養管理指導體制の強化：牛飼養農家に対し、定期的な聞き取りや立ち入り調査を実施
- 畜産農家への周知：各県は、出荷制限等に伴う急激な飼養管理の変更に対し、飼養管理マニュアルを配布
- 稲わら販売業者等への指導強化：継続的に聞き取りや立ち入り調査を実施

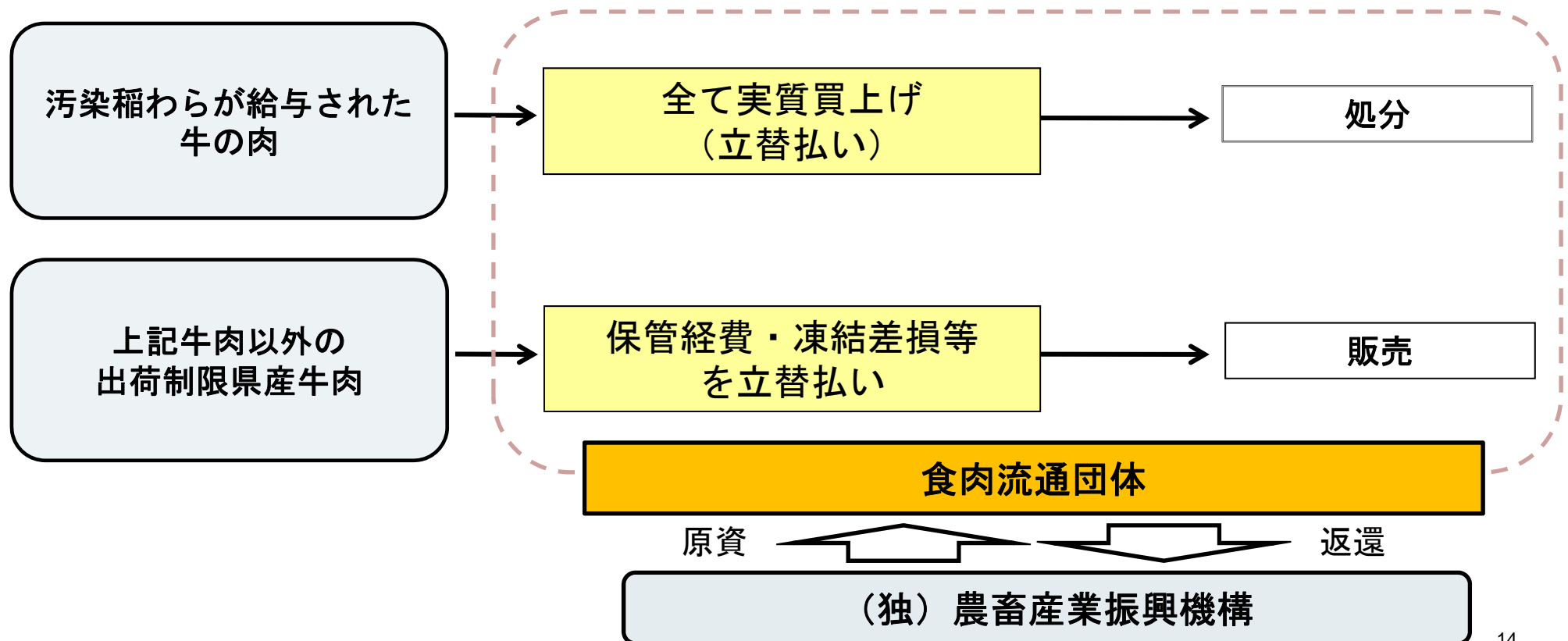
- 汚染稲わらの処分等：①～③の措置について、福島県がその実施について責任をもって管理
 - ① 暫定許容値を超える汚染稲わらについて、「汚染稲わら適正管理確認票」（農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載）を作成し、処分までの間、定期的に適切な保管がなされていることを確認
 - ② 畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、ブルーシート等での被覆、封印等を実施
 - ③ 汚染稲わらを可能な限り速やかに処分し、処分されたことを確認のうえ、汚染稲わら適正管理確認票に記載
- 飼養状況確認検査（※）の継続：福島県は、全頭検査対象農家については、と畜場への出荷の都度、全戸検査対象農家については、初回出荷時及びその後3か月ごとを目安として、定期的に飼養状況確認検査を実施、適切な飼養管理を確認
 - ※飼養状況や飼料等の管理状況についての聞き取りに加え、サーベイメーターを用いた飼料や水、敷料等の放射線量測定の実施、飼料や水、敷料等の放射線量が一定値を超えたものについては、サンプリングを行い、放射性物質の検査を実施
- 検査結果に基づく指導等：
 - ① 飼養状況確認検査において、飼養管理が適切であると認められた農家については飼養管理適正確認書を発行し、その検査の日から3か月以内に限り、と畜場への出荷を認める。
 - ② 飼養状況確認検査において、飼養管理の不備が確認された農家については、管理の是正指導を行い、飼養管理の改善が確認されるまでと畜場への出荷を認めない
- その他
 - ① 福島県食肉流通センターに対し、飼養状況確認検査の写しが提出されていない農家から出荷された牛のと畜を行わないよう指導
 - ② 牛の飼養農家に対し、牛体の洗浄を行うよう指導¹³

4. 国産牛肉信頼回復等に向けた取り組み

(1) 国産牛肉信頼回復対策

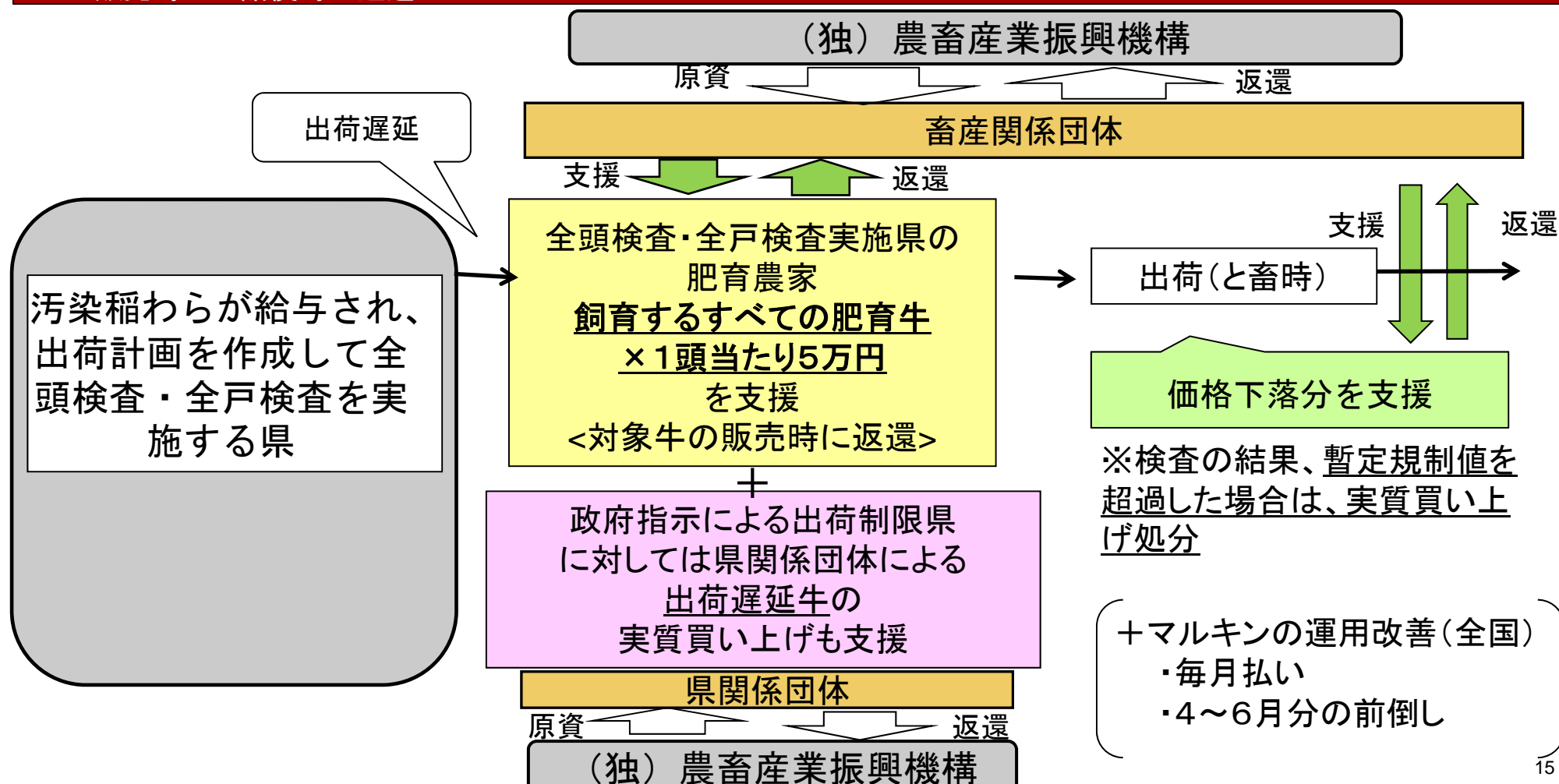
- 消費者の信頼を回復するため、暫定許容値を超える稲わらを給与された可能性のある牛の肉の流通在庫については、食肉流通団体が実質買い上げて（立替払い）・処分
- また、流通段階で停滞している出荷制限県産の牛肉について、保管経費等を立替払い
- ※販売時又は賠償時に返還

○既に流通している牛肉のうち



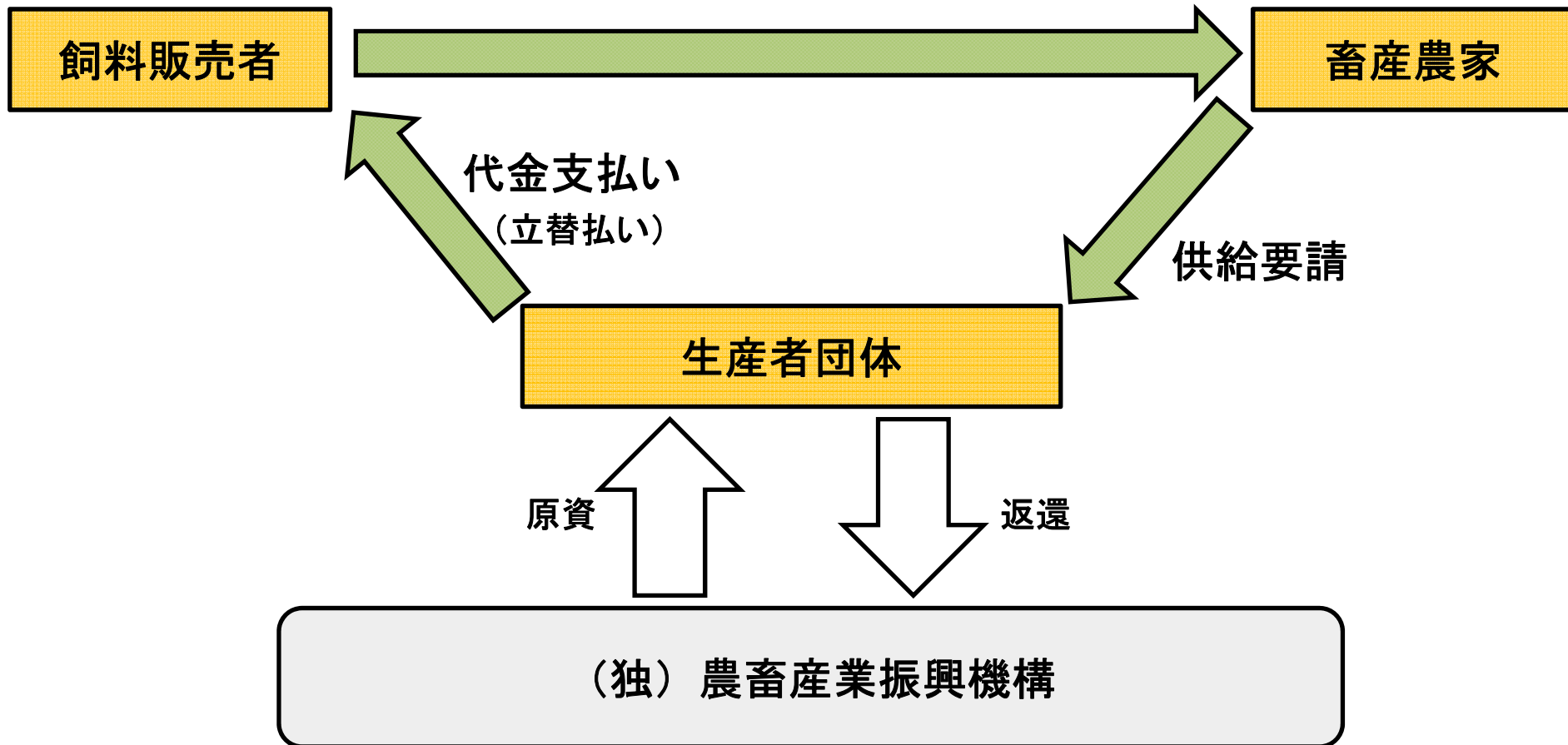
(2) 肉用牛肥育農家支援対策

- ・ 汚染稲わらが給与され、全頭検査・全戸検査を実施することとなった県の肥育農家に対し、畜産関係団体が飼養頭数（肥育牛）1頭当たり5万円を支援
- ・ 畜産関係団体が出荷牛の価格下落分を支援。
- ・ 出荷制限県に対しては、県関係団体による出荷遅延牛の实质買上げも支援。
※販売時又は賠償時に返還



(3) 稲わら等の緊急供給支援

・ 稲わらや牧草の不足が懸念される畜産農家に対して生産者団体が代替飼料を現物支給



稲わら (17県) : 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、静岡、新潟、岐阜、三重、島根

牧草等 (9県) : 岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川

5. その他の畜産物（豚肉・鶏肉・乳製品）

豚肉

鶏肉

【消化器の仕組みの違い】

豚・鶏は、その消化器の仕組みが牛とは違うので、稲わらや牧草は消化できず

【飼料】

飼料として穀物やその副産物などが給与されており、稲わらは給与されないのが実態

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/pdf/12.pdf>参照)

【検査結果】

これまでの豚肉・鶏肉の検査で、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムを含むものは検出されず。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ceor-att/2r9852000001cest.pdf>参照)

乳製品

原乳の出荷制限が福島県や茨城県に指示された後の3月24日以降の検査では、暫定規制値を超える放射性物質は検出されていない（その後、両県の出荷制限は、福島県の一部を除き、順次解除。）

(8月18日現在 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ceor-att/2r9852000001cest.pdf> 参照)

II. 米の放射性物質調査の仕組み

新米も安心してお買い求めいただける

今年の新米は、放射性物質調査などにより、消費者の皆様のお手元に届くものの安全は確保されている

米の放射性物質調査等の仕組み

水田の放射性セシウム濃度の高い地域では作付制限を実施

本年収穫されるお米については、放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値（500Bq/kg）以下となるよう、23年4月に作付制限を実施

※お米は、水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の程度が10分の1であることから、土壌中のセシウム濃度が5000Bq/kgを超える地域では作付を制限

土壌調査等の結果を踏まえて収穫前調査と収穫後調査の2段階で調査を実施

東北、関東等の土壌中の放射性セシウム濃度が高い(1000Bq/kg以上)市町村等において、

- ① **予備調査**（収穫前の段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握）
 - ② **本調査**（収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断）
- の2段階で実施

放射性セシウム濃度が規制値を超えた地域のお米は全て廃棄

本調査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が暫定規制値（500Bq/kg）を超えるお米が確認された場合は、その地域の米を全て確実に出荷制限のうえ廃棄

市場に流通している米は安全